| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （児童発達支援・放課後等デイサービス） | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス |  |
| **第1　基本方針（札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供しているか。この場合において、指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。 | 第6条第1項 | ・通所支援計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。 | 第6条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設においてサービスを提供する者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者（以下「他のサービス提供者」という。）との連携に努めているか。 | 第6条第3項 | ・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第6条第4項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑸　指定通所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受けていないか。また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行っているか。 | 第6条第5項 |  |
| 適・否 | ⑹-1　障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行っているか。 | 第7条 | － |  |
| 適・否 | ⑹-2　障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っているか。 | － | 第66条 |  |
| **第2-1　人員に関する基準（児童発達支援（児童発達支援センター以外）及び放課後等デイサービス)（札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 児童指導員又は保育士 | ⑴　指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に当たる児童指導員(社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有するもの)又は保育士の合計数が、次の①又は②に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数以上になっているか。①　障害児の数が10までのもの　　2以上②　障害児の数が10を超えるもの　障害児の数から10を減じた数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数⑵　上記⑴のうち、1人以上は常勤であるか。⑶　以下3の機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合における上記⑴の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。 | 第8条第1項第1号、第6項及び第7項 | 第67条第1項第1号、第6項及び第7項 | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類・利用者数に関する書類（以下3の②及び③に該当する場合のみ）・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 |
| 適・否 | 2 児童発達支援管理責任者 | ⑴　児童発達支援管理責任者は、1以上となっているか。⑵　児童発達支援管理責任者は、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | 第8条第1項第2号及び第8項 | 第67条第1項第2号及び第8項 |
| 適・否 | 3 機能訓練担当職員及び看護職員 | ⑴　1及び2に掲げる従業者のほか、事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は看護職員を置かないことができる。①　医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合。②　社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務の登録を行った当該事業所において、医療的ケアのうち社会福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合。③　社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る当該事業所において、医療的ケアのうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合。⑵　当該機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。※　令和3年4月1日時点で指定を受けている指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業所については、上記⑵の規定ではなく、以下⑵の規定を適用するものとする（経過措置）。⑶　当該機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（高校卒業以上等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）の総数に含めているか。 | 第8条第2項及び第3項 | 第67条第2項及び第3項 |
| 適・否 | 4 主として重症心身障害児を通わせる場合 | 1から3の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。ただし、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、以下④の機能訓練担当職員を置かないことができる。①　嘱託医　　　　　　　　　1以上②　看護職員　　　　　　　　1以上③　児童指導員又は保育士　　1以上④　機能訓練担当職員　　　　1以上⑤　児童発達支援管理責任者　1以上 | 第8条第4項 | 第67条第4項 |  |
| 適・否 | 5 単位 | 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位は、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。 | 第8条第5項 | 第67条第5項 |  |
| 適・否 | 6　入所児童等の保育 | 事業者は、保育所（法第39条に規定する保育所をいう。第54条第2項及び第138条の26において同じ。）若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に入園している児童（以下「入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。 | 第8条第9項 | － |
| 適・否 | 7 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第10条 | 第68条(第10条準用) |
| 適・否 | 8 従たる事業所を設置する場合における特例 | 事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第11条第1項及び第2項 | 第68条(第11条第1項及び第2項準用) |  |
| **第2-1-2　人員に関する基準（児童発達支援（児童発達支援センター）)（札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 嘱託医 | 　1以上いるか。 | 第9条第1項第1号 | － | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類・利用者数に関する書類（以下4で調理業務を委託する場合のみ）・業務委託契約書（以下6の②及び③に該当する場合のみ）・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 |
| 適・否 | 2 児童指導員及び保育士 | ⑴　児童指導員及び保育士の総数指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上いるか。⑵　児童指導員及び保育士　　それぞれ1以上いるか。⑶　以下6の機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合における上記⑴の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。 | 第9条第1項第2号及び第5項 | － |
| 適・否 | 3 栄養士 | 1以上いるか。ただし、利用定員が40人以下の事業所の場合は置かないことができる。 | 第9条第1項第3号 | － |  |
| 適・否 | 4 調理員 | 1以上いるか。ただし、調理業務の全部を委託する事業所の場合は置かないことができる。 | 第9条第1項第4号 | － |
| 適・否 | 5 児童発達支援管理責任者 | 1以上いるか。 | 第9条第1項第5号 | － |
| 適・否 | 6 機能訓練担当職員及び看護職員 | ⑴　1から5に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。　ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には看護職員を置かないことができる。①　医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該事業所に訪問させ当該看護職員が障害児に医療的ケアを行う場合②　社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3に規定する喀痰吸引等業務の登録を行った事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合③　社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合⑵　上記の機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 | 第9条第2項及び第4項 | － |
| 適・否 | 7 治療を行う場合 | 1から6までに掲げる従業者のほか、事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。 | 第9条第3項 | － |  |
| 適・否 | 8 単位 | 2の⑴及び10の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。 | 第9条第6項 | － |
| 適・否 | 9 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第10条 | － |
| 適・否 | 10 専従 | ⑴　2から6までに規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者であるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。⑵　1から7までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者であるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | 第9条第7項及び第8項 | － |
| 適・否 | 11　入所児童等の保育 | 10の規定にかかわらず、入所児童等と事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。 | 第9条第9項 | - |  |
| **第3-1　設備に関する基準（児童発達支援（センター以外）・放課後等デイサービス）(札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 設備 | 発達支援室のほか、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に必要な設備、備品等を備えているか。また、発達支援室においては、支援に必要な機械器具等を備えているか。 | 第12条第1項及び第2項 | 第69条(第12条第1項及び第2項準用) | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 専用 | 　上記1に規定する設備、備品等は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第12条第3項 | 第69条(第12条第3項準用) |  |
| **第3-2　設備に関する基準（児童発達支援（センター））(札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 設備、備品等 | ⑴　発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けているか。⑵　治療を行う場合には、⑴に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。 | 第13条第1項及び第2項 | － | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 発達支援室 | 発達支援室は以下の基準を満たしているか。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる事業所においては、この限りではない。①　定員は、おおむね10人となっているか。②　障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上となっているか。 | 第13条第3項第1号 | － |
| 適・否 | 3 遊戯室 | 　障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上となっているか。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる事業所においては、この限りではない。 | 第13条第3項第2号 | － |
| 適・否 | 4 専用 | 1から3までに規定する設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。ただし、1⑵の設備を除き、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。 | 第13条第4項 | － |
| **第4　運営に関する基準 (札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 利用定員 | 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上となっているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）においては、利用定員を5人以上とすることができる。 | 第14条 | － | ・運営規程 |
| 適・否 | 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上となっているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。 | － | 第71条(第57条の5準用) |
| 適・否 | 2 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　通所給付決定保護者が指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第15条第1項 | 第71条(第15条第1項準用) | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の内容、通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第15条第2項 | 第71条(第15条第2項準用) |
| 適・否 | 3 契約支給量の報告等 | ⑴　指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）を提供するときは、当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の内容、契約支給量その他の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。) を当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 | 第16条第1項 | 第71条(第16条第1項準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 | 第16条第2項 | 第71条(第16条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第16条第3項 | 第71条(第16条第3項準用) | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　通所受給者証記載事項を変更する場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第16条第4項 | 第71条(第16条第4項準用) | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 4 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を拒んでいないか。 | 第17条 | 第71条(第17条準用) | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 5 連絡調整に対する協力 | 　指定児童発達支援等の利用について本市又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第18条 | 第71条(第18条準用) | ・本市や障害児相談支援事業者との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 6 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第19条 | 第71条(第19条準用) | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 7 受給資格の確認 | 　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者が提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第20条 | 第71条(第20条準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | 8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第21条第1項 | 第71条(第21条第1項準用) | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第21条第2項 | 第71条(第21条第2項準用) | ・利用児童に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 9 心身の状況等の把握 | 　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第22条 | 第71条(第22条準用) | ・利用児童に関する記録 |
| 適・否 | 10 指定障害児通所支援事業者等との連携等 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第23条第1項 | 第71条(第23条第1項準用) | ・利用児童に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第23条第2項 | 第71条(第23条第2項準用) |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の都度記録しているか。 | 第24条第1項 | 第71条(第24条第1項準用) | ・サービス提供実績記録票・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したことについて、通所給付決定保護者から確認を受けているか。 | 第24条第2項 | 第71条(第24条第2項準用) | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第25条第1項 | 第71条(第25条第1項準用) | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第25条第2項 | 第71条(第25条第2項準用) | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 通所利用者負担額の受領 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 | 第26条第1項 | 第70条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵-1　法定代理受領を行わない指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 | 第26条第2項第1号 | 第70条第2項 |  |
| 適・否 | ⑵-2　治療を行う場合は、⑵-1に規定する額のほか、指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払いを受けているか。 | 第26条第2項第2号 | － |  |
| 適・否 | ⑶　3-⑴及び⑵-1の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各項目に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けているか。①　食事の提供に要する費用（※児童発達支援センターに限る。）②　日用品費③　②に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものまた、①に掲げる費用についてはこども家庭庁長官が定めるところによっているか。（※センターに限る。）　 ※　「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号） | 第26条第3項及び第4項 | － | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑶-2　事業者は、⑴及び⑵-1に規定する額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該通所給付決定保護者から受けているか。 | － | 第70条第3項 |  |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 | 第26条第5項 | 第70条第4項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶-1及び⑶-2の規定によりその費用の支払を受けることができる指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に当たっては、当該指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 | 第26条第6項 | 第70条第5項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 通所利用者負担額に係る管理 | 通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業者が提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援(以下「他の指定通所支援」という。）を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援等及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。 | 第27条 | 第71条(第27条準用) | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定保護者等及び他の指定通所支援事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 障害児通所給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。 | 第28条第1項 | 第71条(第28条第1項準用) | ・通所給付決定保護者に対する通知の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 | 第28条第2項 | 第71条(第28条第2項準用) | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 指定児童発達支援等の取扱方針 | ⑴　通所支援計画（児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画をいう。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第29条第1項 | 第71条(第29条第1項準用) | ・通所支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 | 第29条第2項 | 第71条(第29条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、指定児童発達支援等の提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第29条第3項 | 第71条(第29条第3項準用) | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷ 障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)（治療に係る部分を除く）の確保並びに指定児童発達支援等の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としているか。 | 第29条第4項 | 第71条(第29条第4項準用) | ・通所支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑸　その提供する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第29条第5項 | 第71条(第29条第5項準用) | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | ⑹　⑸の規定により、その提供する指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業者を利用する障害児の保護者による評価（以下「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。①　当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況②　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況③　指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の事業の用に供する設備、備品等の状況④　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況⑤　当該指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況⑥　緊急時等における対応方法及び非常災害対策⑦　指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 | 第29条第6項 | 第71条(第29条第6項準用) | ・保護者の評価(アンケート)に係る記録・改善に関する記録・通所支援計画・モニタリング及びアセスメントの記録・職員研修の記録・設備、備品台帳・関係機関及び地域との連携に関する記録・指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供に関する記録・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑺　おおむね1年に1回以上、⑹の規定による自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | 第29条第7項 | 第71条(第29条第7項準用) | ・保護者の評価(アンケート)に係る記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務）⑻　事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（指定放課後等デイサービスプログラム）（⑷に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | 第29条の2 | 第71条(第29条の2準用) | ・支援プログラム |
| 適・否 | 17　障害児の地域社会への参加及び包摂の推進 | 障害児が指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。 | 第29条の3 | 第71条(第29条の3準用) | ・通所支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 通所支援計画の作成等 | ⑴　管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る通所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第30条第1項 | 第71条(第30条第1項準用) | ・通所支援計画 |
| 適・否 | ⑵　児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。) を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第30条第2項 | 第71条(第30条第2項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第30条第3項 | 第71条(第30条第3項準用) | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16⑷に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の具体的内容、指定児童発達支援等を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供する指定児童発達支援等以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第30条第4項 | 第71条(第30条第4項準用) | ・通所支援計画の原案 |
| 適・否 | ⑸　児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、⑷に規定する通所支援計画の原案について、意見を求めているか。 | 第30条第5項 | 第71条(第30条第5項準用) | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑹　児童発達支援管理責任者は、⑷に規定する通所支援計画の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得ているか。 | 第30条第6項 | 第71条(第30条第6項準用) | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑺　児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成したときは、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に、当該通所支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第30条第7項 | 第71条(第30条第7項準用) | ・通所給付決定保護者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑻　児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画について、実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。) を行うとともに、障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第30条第8項 | 第71条(第30条第8項準用) | ・通所支援計画・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑼　児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第30条第9項 | 第71条(第30条第9項準用) | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑽　通所支援計画に変更のあった場合は、⑵から⑺までに準じて取り扱っているか。 | 第30条第10項 | 第71条(第30条第10項準用) |  |
| 適・否 | 19 児童発達支援管理責任者の責務 | ⑴　児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　以下20に規定する相談及び援助を行うこと。②　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 第31条第1項 | 第71条(第31条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定児童発達支援等の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。 | 第31条第2項 | 第71条(第31条第2項準用) | ・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 20 相談及び援助 | 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、障害児又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第32条 | 第71条(第32条準用) | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 21 支援 | ⑴　障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。 | 第33条第1項 | 第71条(第33条第1項準用) | ・指定児童発達支援等の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 | 第33条第2項 | 第71条(第33条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。 | 第33条第3項 | 第71条(第33条第3項準用) |
| 適・否 | ⑷　常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。 | 第33条第4項 | 第71条(第33条第4項準用) |
| 適・否 | ⑸　障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該障害児が利用する事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。 | 第33条第5項 | 第71条(第33条第5項準用) |
| 適・否 | 22 食事（※児童発達支援センターに限る。） | ⑴　指定児童発達支援事業所（※児童発達支援センターに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。 | 第34条第1項 | － | ・献立表・食事の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　食事は、⑴の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及びし好を考慮したものとなっているか。 | 第34条第2項 | － |
| 適・否 | ⑶　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第34条第3項 | － |
| 適・否 | ⑷　障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | 第34条第4項 | － |
| 適・否 | 23 その他のサービスの提供 | ⑴　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 | 第35条第1項 | 第71条(第35条第1項準用) | ・行事予定表・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | 第35条第2項 | 第71条(第35条第2項準用) | ・家族との連絡等の記録 |
| 適・否 | 24 健康管理（※児童発達支援センターに限る。） | ⑴　常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行っているか。ただし、次の①及び②に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ①及び②に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、通所開始時の健康診断又は定期健康診断若しくは臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。なお、この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれの健康診断の結果を把握しなければならない。①　児童相談所又は医療機関における通所開始前の健康診断：通所開始時の健康診断②　障害児が通学する学校における健康診断：定期健康診断又は臨時の健康診断 | 第36条第1項及び第2項 | － | ・指定児童発達支援（指定医療型児童発達支援）の提供に関する記録・健康診断の実施に関する記録及び結果・児童相談所若しくは医療機関又は学校における健康診断に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。 | 第36条第3項 | － | ・従業者の健康診断に関する記録及び結果 |
| 適・否 | 25 緊急時等の対応 | 　現に指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供を行っている時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第37条 | 第71条(第37条準用) | ・指定児童発達支援等の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル |
| 適・否 | 26 通所給付決定保護者に関する本市への通知 | 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第38条 | 第71条(第38条準用) | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 27 管理者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を、一元的に行っているか。 | 第39条第1項 | 第71条(第39条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所等の他の従業者に、札幌市児童福祉法施行条例第2章第4節から第8節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第39条第2項 | 第71条(第39条第2項準用) |
| 適・否 | 28 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　利用定員⑤　指定児童発達支援等の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額⑥　通常の事業の実施地域⑦　サービスの利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の設置・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施等⑫　その他運営に関する重要事項 | 第40条 | 第71条(第40条準用) | ・運営規程 |
| 適・否 | 29 勤務体制の確保等 | ⑴　障害児に対し、適切な指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第41条第1項 | 第71条(第41条第1項準用) | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第41条第2項 | 第71条(第41条第2項準用) | ・勤務表・出勤状況に関する書類・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第41条第3項 | 第71条(第41条第3項準用) | ・研修計画・研修会資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第41条第4項 | 第71条(第41条第4項準用) | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録 |
| 適・否 | 30 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第41条の2第1項 | 第71条(第41条の2第1項準用) | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第41条の2第2項 | 第71条(第41条の2第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第41条の2第3項 | 第71条(第41条の2第3項準用) |
| 適・否 | 31 定員の遵守 | 利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第42条 | 第71条(第42条準用) | ・利用者数に関する書類・業務日誌・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 32 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第43条第1項 | 第71条(第43条第1項準用) | ・消防用設備等設置届出書・消防計画(消防計画に準ずる計画)・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第43条第2項 | 第71条(第43条第2項準用) | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第43条第3項 | 第71条(第43条第3項準用) |
| 適・否 | 33安全計画の策定等 | ⑴　障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第43条の2第1項 | 第71条(第43条の2第1項準用) | ・送迎の記録・車両運行管理簿・勤務表・安全計画 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 第43条の2第2項 | 第71条(第43条の2第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 | 第43条の2第3項 | 第71条(第43条の2第3項準用) |
| 適・否 | ⑷　定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 | 第43条の2第4項 | 第71条(第43条の2第4項準用) |
| 適・否 | 34　自動車を運行する場合の所在の確認 | ⑴　障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 | 第43条の3第1項 | 第71条(第43条の3第1項準用) | ・送迎の記録・車両運行管理簿・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて⑴に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。 | 第43条の3第2項 | 第71条(第43条の3第2項準用) |  |
| 適・否 | 35 衛生管理等 | ⑴　障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第44条第1項 | 第71条(第44条第1項準用) | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 | 第44条第2項 | 第71条(第44条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第44条第3項 | 第71条(第44条第3項準用) | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | 36 協力医療機関 | 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。ただし、治療を行う事業者を除く。 | 第45条 | 第71条(第45条準用) | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | 37 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第46条第１項及び第2項 | 第71条(第46条第1項及び第2項準用) | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 38 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たっては、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。 | 第47条第1項 | 第71条(第47条第1項準用) | ・通所支援計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第47条第2項 | 第71条(第47条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第47条第3項 | 第71条(第47条第3項準用) |
| 適・否 | 39 虐待等の禁止 | ⑴　従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号（※）に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。※　児童虐待の防止等に関する法律第2条①　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること②　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。③　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。) その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 第48条第1項 | 第71条(第48条第1項準用) | ・通所支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑵　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第48条第2項 | 第71条(第48条第2項準用) |
| 適・否 | 40 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第50条第1項 | 第71条(第50条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第50条第2項 | 第71条(第50条第2項準用) |  |
| 適・否 | ⑶　指定障害児入所施設等においてサービスを提供する者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 | 第50条第3項 | 第71条(第50条第3項準用) | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 41 情報の提供等 | ⑴　指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 | 第51条第1項 | 第71条(第51条第1項準用) | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する決まり・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | 第51条第2項 | 第71条(第51条第2項準用) |
| 適・否 | 42 利益供与等の禁止 | ⑴　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援等事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第52条第1項 | 第71条(第52条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第52条第2項 | 第71条(第52条第2項準用) |
| 適・否 | 43 苦情解決 | ⑴　その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第53条第1項 | 第71条(第53条第1項準用) | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第53条第2項 | 第71条(第53条第2項準用) | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定児童発達支援等事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第53条第3項 | 第71条(第53条第3項準用) | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　市長からの求めがあった場合には、⑶の改善の内容を市長に報告しているか。 | 第53条第4項 | 第71条(第53条第4項準用) | ・本市に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | ⑸　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第53条第5項 | 第71条(第53条第5項準用) | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 44 地域との連携等 | ⑴　その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第54条第1項 | 第71条(第54条第1項準用) | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | （※児童発達支援センターに限る。） | ⑵　通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。 | 第54条第2項 | － | ・他施設からの相談に対する助言、援助等の記録 |
| 適・否 | 45 事故発生時の対応 | ⑴　障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第55条第1項 | 第71条(第55条第1項準用) | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　⑴の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第55条第2項 | 第71条(第55条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第55条第3項 | 第71条(第55条第3項準用) | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害倍書保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 46 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第56条 | 第71条(第56条準用) | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 47 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第57条第1項 | 第71条(第57条第1項準用) | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の記録②　通所支援計画③　通所給付決定保護者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第57条第2項 | 第71条(第57条第2項準用) | ・指定児童発達支援等の提供に関する記録・通所支援計画・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記3⑴及び7を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第247条第1項及び第2項 |  |
| **第5　多機能型事業所に関する特例(札幌市児童福祉法施行条例)** |
|  | 1 従業者の員数に関する特例 | 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く。) においては、当該多機能型事業所に置くべき従業者(管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。) のうち常勤でなければならない者を1人以上とすることができる。 | 第80条第2項 |  |
|  | 2 設備に関する特例 | 多機能型事業所においては、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 第81条 |  |
|  | 3 利用定員に関する特例 | ⑴　多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所に限る。) においては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 | 第82条第1項 |  |
|  | ⑵　利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く。) においては、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上) とすることができる。 | 第82条第2項 |  |
|  | ⑶　⑴及び⑵の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所においては、その利用定員を5人以上とすることができる。 | 第82条第3項 |  |
|  | ⑷　⑵の規定にかかわらず、多機能型事業所においては、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合においては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 | 第82条第4項 |  |
| **第6　変更の届出等(児童福祉法)**　 |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35第1項に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、通所給付決定保護者等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第21条の5の20第3項 | ・届出書等の控え |
| 適・否 |  | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第21条の5の20第4項 |  |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |